

2-4. 「企業の安定経営に向けた対応」 の効果検証



活性化プラン2024



「企業の安定経営に向けた対応」の効果検証

効果検証のまとめ

企業の安定経営に向けた対応

取組項目	具体内容	R6取組に関する検証
適正な利潤の確保	入札契約制度の改善	入札契約制度の改善では、令和6年4月の最低制限価格引き上げに伴い、建設工事の平均落札率は令和5年度の92.9%に対し、令和6年度は令和6年12月末時点で94.4%まで上昇した。
	総合評価方式の改善	総合評価方式の改善では、令和6年6月に調査基準価格未満の入札をした場合は評価値を減点する算定式の見直しを行い、低入札価格調査の実施件数の減少につながった。
	適正な予定価格等の設定継続	適正な予定価格等の設定では、価格変動による公共工事の積算時点と当初契約時点の資材価格差に対応するため、令和6年12月に「資材価格等に対する特例措置」を策定し、資材価格高騰に適切に対応した。
	市町・民間への働きかけ	最低制限価格の設定が不適切な市町に対し、発注者協議会県部会や個別訪問にて取組要請を行った。(対象市町:12市町)

参考(入札契約制度の改善)

最低制限価格の引き上げ

① 令和4年7月
国の最低制限価格算定式改定に伴う
引き上げ



R4取組

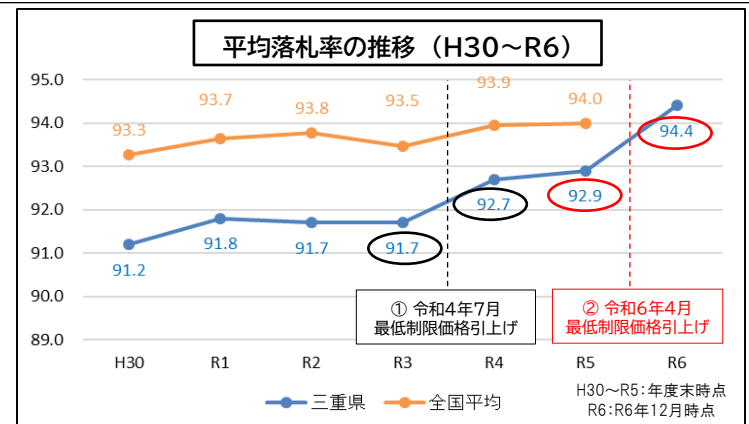
平均落札率の上昇 +1.0%
令和3年度末 91.7%
令和4年度末 92.7%

② 令和6年4月
活性化プランによる建設企業の適正
な利潤確保に向けた引き上げ



R6取組

平均落札率の上昇 +1.5%
令和5年度末 92.9%
令和6年12月 94.4%





R 7 に向けた取組方針（案）

企業の安定経営に向けた対応



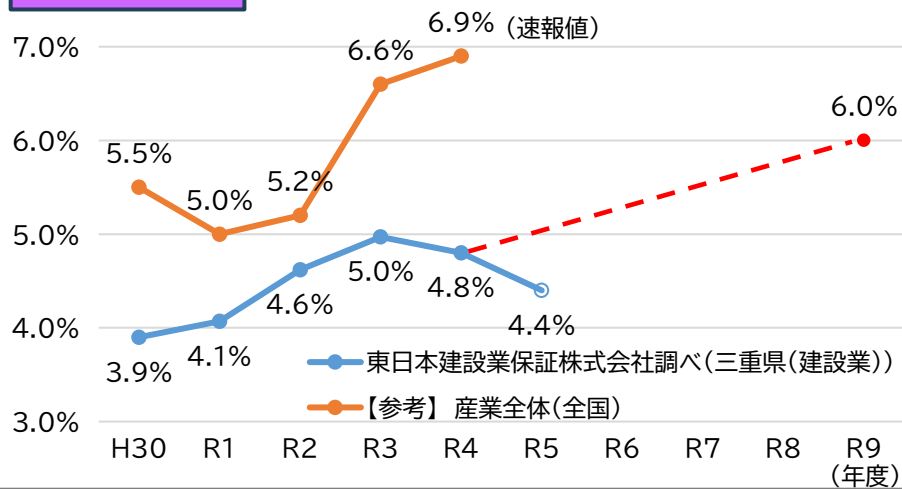
取組項目	具体内容	R7取組方針(案)
適正な利潤の確保	・ 入札契約制度の改善	- 企業の安定経営に向けて売上高経常利益率の推移を把握し、他都道府県との比較・分析等を行いながら、必要に応じて入札契約制度の改善を行う。 - 近年の物価高騰等に対応するために「発注方法の取り扱いについて」を見直し、建設企業が入札に参加できる価格帯の引き上げを行う。
	・ 総合評価方式の改善	- 建設業を取巻く環境の変化に応じて総合評価方式の改善を行い、建設企業が適正な利潤を確保できる環境の整備に取り組む。 - 技術者不足や受注機会の拡大に向けて、一括審査方式において配置予定技術者の申請人数の見直しを行う。
	・ 適正な予定価格等の設定継続	毎月資材単価を更新するなど適切な単価の設定や、「資材価格等に対する特例措置」及び「スライド条項」を適切に運用し、労務や建設資材の価格変動等に対応するなど、適正な価格での契約に努める。
	・ 市町・民間への働きかけ	建設企業の適正利潤確保に向けて、発注者協議会三重県部会等を通じて市町への働きかけを行う。

企業の安定経営に向けた対応

取組指標	現状値 (令和4年度)	目標値 令和6年度	目標値 令和7年度	目標値 令和8年度	目標値 令和9年度
売上高経常利益率	4.8%	5.1%	5.4%	5.7%	6.0%
	(令和5年度)	実績(R6年6月時点)			
	4.4%	4.8% (県土整備部調べ)			

プラン進捗管理

売上高経常利益率

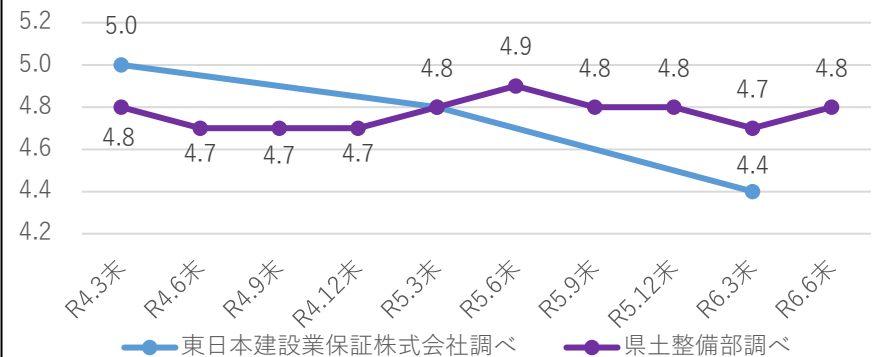


取組指標:「東日本建設業保証株式会社調べ」、「経済産業省企業活動基本調査」より抽出

動向・傾向

- 三重県の建設業における売上高経常利益率は、産業全体(全国)と比べて低い状況が続いている。
- 県土整備部で調べている四半期ごとのデータは、東日本建設業保証株式会社調べより高い率となっている。

参考 売上高経常利益率 (四半期毎)



※最新データがR6.6末となっているのは、企業の決算日から約6か月後にデータソースである経営事項審査結果情報に反映されることを考慮

東日本建設業保証(株)調べ

東日本建設業保証(株)が決算書の提出を受けた企業のうち、以下の企業

- ①本店所在地が三重県内で、売上高1億円以上
- ②業種が総合工事業(土木建築、土木、建築)、電気工事業、管工事業の企業(個人事業主除く)
- ③兼業売上高が総売上高の20%以下の企業

県土整備部調べ

- ①本店所在地が三重県内で、売上高1億円以上
- ②三重県建設工事入札参加資格者名簿に登載の企業